

○ 西いぶり広域連合会計規則

〔平成12年3月28日〕
規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、法令その他別に定めるものを除くほか、西いぶり広域連合の会計事務について必要な事項を定めるものとする。

(室蘭市規則の準用)

第2条 西いぶり広域連合の会計事務の取扱いについては、室蘭市会計規則（平成元年室蘭市規則第8号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年11月1日から施行する。